

岐阜県公報

第 四 百 九 十 五 号
令和 六 年 五 月 二 十 四 日
(金曜日)

目 次

規 則

○岐阜県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

(子ども家庭課) 二二三^{ベシ}

○岐阜県積立式宅地建物販売業法施行細則の一部を改正する規則

(建築指導課) 二二四

告 示

○土砂災害警戒区域の指定

(砂 防 課) 二二四

○土砂災害特別警戒区域の指定

(同) 二二四

公 示

○開発行為の工事の完了

(建築指導課) 二二四

○土地改良区役員の退任及び就任

(岐阜農林事務所) 二二五

○土地改良区役員の退任及び就任

(西濃農林事務所) 二二六

○土地改良区役員の就任

(同) 二二八

○落札者等に関する公示

(可茂特別支援学校) 二二八

規 則

岐阜県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年五月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十二号

岐阜県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(昭和四十年岐阜県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「附則第八条第九項」を「附則第五条第九項」に、「附則第九条第三項」を「附則第六条第三項」に改める。

第四条中「附則第八条第五項」を「附則第五条第五項」に改める。

第七条の二及び第七条の四中「附則第八条第九項」を「附則第五条第九項」に、「附則第九条第三項」を「附則第六条第三項」に改める。

第八条第二項中「附則第八条第六項」を「附則第五条第六項」に、「附則第九条第二項」を「附則第六条第二項」に改める。

第十六条並びに第十七条第一項及び第二項中「附則第八条第九項」を「附則第五条第九項」に、「附則第九条第三項」を「附則第六条第三項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火曜日
金曜日)

発 行

(休日
に当
たる
とき
は翌
日)

令和六年五月二十四日

岐阜県積立式宅地建物販売業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年五月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十三号

岐阜県積立式宅地建物販売業法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県積立式宅地建物販売業法施行細則（昭和四十七年岐阜県規則第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「の規定により法第三十一条第三項の規定による」を「に規定する」に、「岐阜県公報に掲載すること」を「インターネットの利用その他の適切な方法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百四十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和六年五月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示
池之谷3	揖斐郡池田町片山	次の図のとおり
		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県揖斐土木事務所及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百四十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和六年五月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
池之谷3	揖斐郡池田町片山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県揖斐土木事務所及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

。開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

令和六年五月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

開発許可(変更許可) 番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐西建築第一 七七号の七 令和五・七・二八	瑞穂市穂積字東原六九二番一の一部、六九三番一の一部及び六 九四番一の一部	岐阜県岐阜市西改田東改田入会地二番地一 株式会社サイトウ 代表取締役 齋 藤 幸二郎
岐阜県指令岐西建築第一 七七号の一〇 令和五・一〇・二	瑞穂市穂積字東原六九八番	岐阜県瑞穂市森六五九番地の二 株式会社ハヤシハウジング 代表取締役 林 仁 美
岐阜県指令岐西建築第一 七七号の一 令和五・一〇・二五	瑞穂市呂久字中ノ町三三番一、三三三番一及び三三四番一	岐阜県岐阜市領下三丁目四番地 一、二〇一号 株式会社IW 代表取締役 岩 本 成 剛
岐阜県指令岐西建築第一 七七号の一四 令和五・一一・二七	瑞穂市中宮字江東四七三番一	岐阜県本巣市北野七一番地 ハウズレクト株式会社 代表取締役 高 木 正 臣
岐阜県指令岐西建築第一 七八号の二 令和五・九・四	羽島郡岐南町野中二丁目三番及び二三番	岐阜県羽島郡岐南町平成六丁目三三番地の二 株式会社クラフトコーポレーション 代表取締役 河 田 俊 彦
岐阜県指令岐西建築第一 七九号の六 令和五・九・二〇	羽島郡笠松町北及字高坪一五七一番一	岐阜県岐阜市西野町七丁目一七番地 有限会社高橋地所 代表取締役 高 橋 慶 太 郎
岐阜県指令岐西建築第一 八〇号の四 令和五・一〇・二四	本巣郡北方町芝原西町三丁目二番から三三番まで及び四三番 の一部	岐阜県大垣市八島町一四番地一 株式会社リライフ 代表取締役 川 野 孝 之

○土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和六年五月二十四日

退任した役員

土地改良区名 退任年月日 役名 氏 名 住 所

岐阜県知事 古 田 肇

所

岐阜市方
良土地改
令和
六・四・六
理事 桐山直幸 岐阜市岩利六丁目 六七番地
同 豊吉育夫 岐阜市岩利 八〇二番地一
同 玉井悦治 岐阜市安食 九四六番地
同 矢野郁夫 岐阜市村山 一八一四番地一
同 野々村勝 岐阜市石谷 四一〇番地一
監事 加藤芳宣 岐阜市安食 一〇七〇番地
同 宮部辰男 岐阜市彦坂 二〇九一一番地

就任した役員

土地改良区 就任年月日 役名 氏 名 住 所
土地改良区 令和六・四・七 理事 小田和雄 岐阜市安食 四一一番地
同 豊吉春雄 岐阜市岩利 七六八番地二
同 宮部辰男 岐阜市彦坂 二〇九番地一
同 矢野郁夫 岐阜市村山 一八一四番地一
同 野々村勝 岐阜市石谷 五五三番地二
監事 野々村敏博 岐阜市石谷 四一七番地一
同 豊吉恵 岐阜市岩利 四二三番地一

。土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和六年五月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区 退任年月日 役名 氏 名 住 所

大垣土地
改良区 令和
六・二・二
理事 國枝義見 大垣市浅草二丁目 六二八番地一
就任した役員

土地改良区 就任年月日 役名 氏 名 住 所
土地改良区 令和六・四・二 理事 高橋正彦 大垣市浅中二丁目 五七六番地一

。土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和六年五月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区 退任年月日 役名 氏 名 住 所
土地改良区 令和六・三・三 理事 片野光博 養老郡養老町釜段 七五二番地
同 安部晃 同 六九五番地
同 加藤正 同 七七九番地
同 横山善松 同 七九二番地
同 川瀬栄博 海津市南濃町駒野新田 五七五番地
同 加藤功 同 四一四番地一
同 國枝千裕 同 五六二番地一の二
同 川瀬厚美 同 五二六番地二
監事 菱田章 同 駒野 三二六番地一
同 片野誠 養老郡養老町釜段 七八六番地
同 寺倉百合子 海津市南濃町志津新田四八五番地九

就任した役員

土地改良区名	年月日	就任	役名	氏名	住 所
土地改良区	令和六・四・一	理事	片野保	養老郡養老町釜段	七三五番地
		同	横山善松	同	七九二番地
		同	中島洋治	同	七六五番地
		同	桑原健二	同	七一六番地
		同	加藤功	海津市南濃町駒野新田四一四番地一	五二六番地二
		同	川瀬厚美	同	五二六番地二
		同	川瀬栄博	同	五七五番地
		同	國枝千裕	同	五六二番地一の二
		監事	片野誠	養老郡養老町釜段	七八六番地
		同	中嶋憲男	海津市南濃町駒野	五三三番地三
		同	寺倉百合子	海津市南濃町志津新田四八五番地九	

。土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和六年五月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	年月日	退任	役名	氏名	住 所
土地改良区	令和六・四・二七	理事	星田啓司	養老郡養老町瑞穂	七五番地三
		同	伊藤庄治	同	二七四番地一
		同	伊藤裕同	瑞穂	二八〇番地

就任した役員

土地改良区名	年月日	就任	役名	氏名	住 所
土地改良区	令和六・四・六	理事	山口隆治	養老郡養老町瑞穂	一二〇番地
		同	春日直人	同	一二三番地
		同	光野明浩	同	三五一番地
		同	森川雅英	同	六〇八番地
		同	伊藤顕	同	七七五番地
		同	田中敏行	同	九二一番地
		同	竹中秀謙	同	九一五番地
		同	貝沼光吉	同	一〇三九番地
		同	片山芳也	同	九二八番地
		同	田中敏和	同	四一八番地
		同	星田啓司	同	七五番地三
		同	伊藤新太郎	同	七三五番地
		同	松室真	同	六五番地二

同	森川雅英	同	瑞穂	六〇八番地
同	伊藤新太郎	同	瑞穂	七三五番地
同	片山隆広	同	瑞穂	九六二番地
同	竹中麻貴郎	同	瑞穂	九二〇番地
同	西脇博	同	瑞穂	九三七番地
同	山田成彦	同	瑞穂	九〇三番地
同	近藤省吾	同	大巻	一〇二六番地
同	杉野忠司	同	瑞穂	一一八番地
同	山田圭三	同	瑞穂	九七〇番地
同	赤司聡朗	同	瑞穂	五五七番地一二

。土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和六年五月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏 名	住 所
養老町石畑土地改良区	令和六・三・二五	理事	他 田 明 雄	養老郡養老町石畑 一一一四番地

。落札者等に関する公示

岐阜県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和六年五月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達役務の名称及び数量 岐阜県立可茂特別支援学校スクールバス運行管理業務一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和 6 年 2 月 14 日
- 4 落札者を決定した日 令和 6 年 3 月 25 日
- 5 落札者の住所及び氏名 美濃加茂市太田町 4361 番地
新太田タクシー株式会社
代表取締役 梅村 和行
- 6 落札金額 38,954,154 円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 岐阜県立可茂特別支援学校 事務室
- (2) 所 在 地 美濃加茂市牧野 2007 番地 1

令和六年五月二十四日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社